

## 全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)における質疑

番号	質 疑 事 項	自治体名
1	<p>障害者自立支援法の新体系におけるグループホーム・ケアホームは6人以上を標準の定員規模とする報酬基準となっている。大都市部での住宅事情等を勘案した場合、従来の4人定員でもグループホーム・ケアホームを運営できる報酬基準とし、障害者の地域移行の受け皿であるグループホーム等の整備を強力に促進すべきと考えるが如何。見解をお聞かせいただきたい。</p>	大阪府
2	<p>障害者自立支援法は3障害一元化の理念のもとに障害福祉サービスの再編・構築が行われたにもかかわらず、身体障害者グループホームが国制度として位置付けられないのはなぜか、見解をお聞かせいただきたい。</p>	大阪府
3	<p>就労支援・地域移行支援について                      (就労支援について)                      労働の側からの支援がないと福祉サイドからでは限界がある。工賃倍増計画なども実施されるが、具体的に工賃が高くなる手だてが見えない。                      (地域移行支援について)                      施設入所・長期入院の退所・退院者だけでなく、居宅(自宅)からの自立に向けた地域移行支援も含めるべきである。</p>	東大阪市
4	<p>地域生活支援事業について、市町村にとって財政負担が大きい移動支援について介護給付への見直しはあるのか。</p>	東大阪市
5	<p>介護保険の被保険者の範囲の拡大と障害者自立支援法における障害者施策との整合性について</p>	東大阪市
6	<p>障害者自立支援法の地域生活支援事業に係る国庫補助について、統合補助金ではなく、給付実績に応じた補助金とすること。</p>	高松市

## 全国厚生労働関係部局長会議質疑

問 1 障害者自立支援法の新体系におけるグループホーム・ケアホームは6人以上を標準の定員規模とする報酬基準となっている。大都市部での住宅事情等を勘案した場合、従来の4人定員でもグループホーム・ケアホームを運営できる報酬基準とし、障害者の地域移行の受け皿であるグループホーム等の整備を強かに促進すべきと考えるが如何。見解をお聞かせいただきたい。(大阪府)

(答)

1. これまでのグループホームは、
  - ① 利用者数（4～7人）にかかわらず、世話人1人のみを配置する、
  - ② 定員規模に関わらず、1事業所当たりの報酬が同一水準  
という指摘があった。
  
2. このため、平成18年10月以降の新体系においては、グループホームやケアホームの整備を促進していくため、
  - ① 1つの住居の最低定員を4人から2人へ緩和することにより、身近な地域での住居の確保を容易にするとともに、
  - ② 一定の区域に所在する複数の住居を1つの事業所として捉え、事業規模を拡大することにより、複数の職員が効率的に支援を行う仕組みに改めるなど、  
弾力的な運営ができるようにすることと併せ、世話人については、利用者6人に対して1人配置する基準とし、報酬についても、1事業所当たりで

はなく、利用者数に応じた額を設定したところ。

3. ただし、現に運営している小規模な事業所（4～5人規模）については、事業規模を拡大するまでの間、従来の世話人を引き続き確保し、円滑な運営ができるよう、経過的に報酬を上乗せする措置を講じている。
4. いずれにせよ、今後、障害者の地域における暮らしを支えるためには、グループホームやケアホームの整備を進めていくことが重要であると考えている。このため、平成18年度補正予算案においても、バリアフリー化等の改修費の助成や、敷金・礼金の補助を実施するため所要の経費を計上しているところであり、地域のニーズに応じこうした予算の活用を検討することも有効であると考えている。

## 全国厚生労働関係部局長会議質疑

問 2 障害者自立支援法は3障害一元化の理念のもとに障害福祉サービスの再編・構築が行われたにもかかわらず、身体障害者グループホームが国制度として位置付けられないのはなぜか、見解をお聞かせいただきたい。(大阪府)

(答)

1. 障害者自立支援法は、障害者の方の地域移行を目指すものであり、その暮らしを支えるため、グループホームやケアホームの整備を進めていくことは大変重要であると考えている。
2. その際、知的障害者及び精神障害者については、共同生活による利用者同士の助け合いがこれらの方々に対する支援として有効であることから、その対象としているが、こうした事情のない身体障害者については、グループホーム等の対象とはせず、福祉ホームの利用や地方公共団体の判断による公営住宅への優先入居を可能としているところである。
3. 一方、現在、身体障害者の居住支援の在り方については、研究を行っているところであり、その成果を踏まえ、今後、更に検討してまいりたい。

## 全国厚生労働関係部局長会議質疑

問3 就労支援・地域移行支援について(東大阪市)  
(就労支援について)

労働の側からの支援がないと福祉サイドからでは限界がある。工賃倍増計画なども実施されるが、具体的に工賃が高くなる手だてが見えない。

(答)

1. 福祉サイドにおける就労支援については、
  - ① 授産施設の利用者の約4割が施設を出て働きたいと考えているが、実際に就職した方は年間1%であり、これらの要望に応じた一般就労への移行促進を図ることや、
  - ② 現状の授産施設における平均工賃は約1万5千円であることから、その引き上げを図ることが、重要な課題であると認識している。
  
2. ご指摘のとおり、企業等への就労をより効果的に支援するためには、福祉分野だけではなく、雇用や教育分野との連携を図ることが必須であることから、平成18年度補正予算(案)においては、「就労移行支援事業者」や「就労継続支援事業者」等の福祉機関と、雇用や教育の関係機関のネットワークの構築を促進するための緊急措置を講じたところである。

(続 く)

3. また、工賃の引き上げなどによる所得確保については、
  - ① 就労継続支援事業（A型）において、一定割合の障害者以外の方の雇用を可能とし、生産性を高めていくこと、
  - ② 就労継続支援事業（B型）において、事業所ごとの目標工賃水準の設定・公表や、目標を達成した事業所に対する報酬面で評価することなど、賃金や工賃の引き上げを図るため各般の仕組みを設けているところ。
4. これに加え、今年度、モデル事業として、授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図ることにより工賃水準の向上を目指す「工賃水準ステップアップ事業」を実施しているところ。
5. さらに平成19年度予算（案）においては、本モデル事業の結果を踏まえ、地域における共同受注システムの展開や、専門家の派遣による経営改善などにより工賃の倍増を目指す「工賃倍増計画」を都道府県が策定し、国がこれを支援する「工賃倍増計画支援事業」を盛り込んだものである。
6. 障害者の就労支援を含めた所得確保については、障害者自立支援法の附則において検討課題とされているところであり、今後、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、これらの施策に取り組んでまいりたい。

## 全国厚生労働関係部局長会議質疑

問3 就労支援・地域移行支援について(東大阪市)  
(地域移行支援について)

施設入所・長期入院の退所・退院者だけでなく、居宅(自宅)からの自立に向けた地域移行支援も含めるべきである。

(答)

1. 障害者施策においては、「施設、病院から地域生活へ」という基本的な考え方に基づき進めていくこととしているが、障害者自立支援法は、あくまで、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するものであることから、例えば親元からの自立を目指す障害者の方などについても支援の対象となるものである。
2. いずれにしても、現在、各自治体において策定いただいている障害福祉計画において、それぞれの地域で障害者の地域生活支援をどのように進めていくか、自治体、障害者本人やその家族、福祉サービス事業者等の地域の関係者が一体となって考えていただきたくことが重要であると考えている。

## 全国厚生労働関係部局長会議質疑

問4 地域生活支援事業について、市町村にとって財政負担が大きい移動支援について介護給付への見直しはあるのか。(東大阪市)

(答)

1. 外出時の支援を行う移動支援については、これまでの支援費制度においては、
  - ① 事前に支給決定が必要なため、予期できないニーズに臨機応変に対応できない、
  - ② 個別給付のため、複数の利用者に対して1人の介護者が対応することができないなど、柔軟な対応ができないという問題が自治体や関係団体からも指摘されていたところである。
2. これらの問題点を解消し、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態での実施が可能になるよう、移動支援を市町村の地域生活支援事業に位置づけたところである。
3. このため、現時点において介護給付へ見直すとの考えは持っていないが、いずれにせよ地域生活支援事業は、昨年10月に施行されたところであることから、今後ともその実施状況について十分注視していくこととしており、必要に応じそのあり方を検討するものである。



## 全国厚生労働関係部局長会議質疑

問5 介護保険の被保険者の範囲の拡大と障害者自立支援法における障害者施策との整合性について  
(東大阪市)

(答)

1. 介護保険制度の「被保険者・受給者の範囲」については、「介護保険法等の一部を改正する法律」における附帯決議において、平成18年度末までに結論を得られるよう検討を行うとされたところである。
2. 仮に、介護保険の被保険者の範囲の拡大が行われ、介護保険制度の対象年齢が引き下げとなった場合にも、現在の介護保険制度と障害者施策との関係と同様に、介護保険による給付が優先され、介護保険で不足するサービスについては、障害者施策で給付を行う取扱いになるものと考えている。

## 全国厚生労働関係部局長会議質疑

問6 障害者自立支援法の地域生活支援事業に係る国庫補助について、統合補助金ではなく、給付実績に応じた補助金とすること。（高松市）

（答）

1. 地域生活支援事業は、移動支援や地域活動支援センターなど、各自治体が地域の実情や障害者のニーズ等を勘案し、自治体の裁量により柔軟にサービスを提供できる事業を統合補助金としたものである。
2. このように、地域生活支援事業は、自治体の裁量が最大限発揮できるものであることから、その創意工夫に基づき、事業を効率的・効果的に実施していただくことが期待されており、給付実績に応じた補助金とすることは難しいと考えている。
3. その上で、厚生労働省は、今後とも、その実施状況について十分注視しつつ、地域における社会資源やボランティアの活用を図ること等の事例を示すなど、事業が効率的・効果的に展開されるよう自治体への支援にできる限り努めてまいりたい。